

# 徳島県情報公開審査会答申第184号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成28年7月4日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「国（〇〇）から県（農山漁村振興課）、（産業交流部（阿南））に指導した書類（〇〇土地改良区）に対するもの 産業交流部（阿南）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成28年7月19日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「公開請求に係る公文書を保有していない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成28年7月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

### 4 諮問

平成29年3月9日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書によると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

H〇年〇月〇日（付け〇〇）の書類をH〇年〇月〇日の協議したとき県から資料提供受けている。国が指導・監督する官庁が、県に指導したものであり、無いとする拒否決定は可笑しい。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、平成〇年〇月〇日付けで審査請求人が〇〇（以下「国」という。）と県に提出した、〇〇土地改良区の運営に関する請願書（以下「本件請願書」という。）の件で、国が県に指導した書類と特定した。

国との協議は、実施機関である県南部総合県民局産業交流部（阿南）（以下「産業交流部（阿南）」という。）ではなく、土地改良法（昭和24年法律第195号（以下「法」という。））の制度所管課である農山漁村振興課が窓口となって行うものであり、実施機関である産業交流部（阿南）が国と直接やり取りすることはない。また、土地改良区の運営に関する指導は、その設立を認可する県が行うものであって、個別の土地改良区の指導内容について国が県（農山漁村振興課）（産業交流部（阿南））を指導することはない。

以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有していないことから、本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、本件請願書に関して、国が県に指導した書類であると解される。

### 2 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によると、国と直接やり取りをするのは、法の制度所管課である農山漁村振興課であって、実施機関である産業交流部（阿南）では行っていないとのことである。また、土地改良区の運営に関する指導については、設立認可を行う県に権限があり、個別の土地改良区の指導内容について、国が県（農山漁村振興課）（産業交流部（阿南））を指導することもないため、本件請求に係る公文書を保有していないとのことである。

以上の実施機関の説明に不合理な点はなく、本件請求に係る公文書について、不存在であることを理由に行った本件処分は、妥当であると認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の

結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月 9日	諮問
平成30年11月22日	審議（第158回審査会）
平成31年 1月10日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第159回審査会）
2月19日	審議（第160回審査会）

## 徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	